



令和 8 年 8 月 31 日
物流・自動車局保障制度参事官室

令和 8 年度自賠責制度広報・啓発活動の実施について

～あなたの自賠責が、みんなの交通社会を支えている。～

国土交通省では、9月1日より1ヶ月間、自賠責制度の広報・啓発活動を集中的に実施することにより、自賠責保険・共済への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態で交通事故を起こした場合、加害者は刑事処分・行政処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することになり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年9月を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を集中的に実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

本年度は、近年利用が広がっているペダル付き原動機付自転車（モペット）や電動キックボードをメインとし、次のとおり自賠責制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙1をご参照ください。

1. 期間

令和8年9月1日（火）から9月30日（水）まで

2. 主な実施事項

（1）ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等において、自賠責制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙2をご参照ください。

（2）関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局において、各地の保険代理店等と共同し、街頭における自賠責制度の広報・啓発活動を実施します。

（3）WEBを活用した広報活動の実施

バナー広告、リスティング広告といったデジタル広告を実施し、自賠責制度や加入方法についての情報を掲載している自賠責保険・共済ポータルサイトへ誘導することで、制度理解、加入促進を図ります。

（参考：自賠責保険・共済ポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>



《問い合わせ先》

物流・自動車局保障制度参事官室 井上、鬨目

代表 03-5253-8111（内線 41544、41534） 直通 03-5253-8585

1. 広報・啓発活動の内容

(1) 自賠責保険への加入促進、無保険車運行の違法性の周知

自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性や悪質性等を訴え、自賠責保険への加入促進を図ります。

(2) 自賠責制度に関する理解促進

万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介することで、クルマ・バイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の理解促進を図ります。

2. 主催

自賠責広報協議会（7府省 20 団体により構成）

（構成機関及び団体）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本自動車連盟、全国石油商業組合連合会

3. 参考

(1) 令和7年中の交通事故発生状況

（出典：警察庁交通局 令和7年2月発表「令和7年中の交通事故の発生状況」）

発生件数	287,023 件
負傷者数	338,508 人
死者数	2,547 人

(2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>



あなたの自賠責が、 みんなの交通社会を支えている。

＼ 加入しています！ ／



＼ 加入しています！ ／



＼ 加入しています！ ／



バイク



モペット



電動キックボード

**モペットも、電動キックボードも、
自動車・バイクと同様に自賠責保険・共済の加入が義務付けられています。
違反すると、拘禁刑または罰金・免許停止の対象になります。**



モペット



電動キックボード



- フル電動自転車、ペダル付き電動バイク、ペダル付き原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」も加入の対象です。
- ナンバープレートのステッカーで、有効期限をご確認ください。

自賠責への加入方法など、詳しくはこちら！

🔍 | 自賠責保険・共済ポータル



(表)

モベットも、自賠責が必須です！

モベットとは？

ペダルを踏がずにモーターの動力のみで走行可能な、フル電動自転車／ペダル付き電動バイク／ペダル付き原動機付自転車です。公道を走行するには保安基準に適合していなければなりません。



モベットは、電動アシスト自転車とよく似ていますが、原付バイクと同じ分類です。自賠責の加入・更新をお忘れなく。

あなたが乗っているのは、どれ？



交通事故の被害におけるご相談先

国土交通省では、各種団体や病院と連携して交通事故の被害者に対してさまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

自賠責保険・共済に関する情報や交通事故にあつた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した、交通事故被害者向けのパンフレットを制作しています。

Q | 交通事故にあつたときには 交通事故被害者ノート

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、療養施設の運営、交通違反などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構 (ナスバ)

〒130-0013 東京都葛飾区臨海3-2-1 アルタースビル19階

ナスバ交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000-738

IP電話からは 03-6853-8002

交通違反などに対する育成給付金、生活資金、入学資金の支給など

公益財団法人 交通違反等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

〒101-0062 東京都千代田区神田錦町3-4 森本ビル1111号

〒541-0051 大阪府大阪市中央区船場町3-2-15 モリスビル2F2階

電話 0120-159-700

交通事故の相談・示談あっせん・電話相談など(無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区有明1-1-3

弁護士会館14階(本部)ほか全国一円

Q | 日弁連交通事故

弁護士による無料の電話相談(通話料無料)

電話 0120-078-325 IP電話からは 03-3581-1770

① Role of the CALI System (en/zh/ko/pt/vi)

Q | 自賠責保険・共済ポータル

自賠責保険の詳しい情報はこちらへ！

交通事故からあなたの未来を守る
自賠責保険・共済のご案内

あなたの自賠責が、
みんなの交通社会を支えている。



モベットも、電動キックボードも、

自動車・バイクと同様に自賠責保険・共済の加入が義務付けられています。

違反すると、拘禁刑または罰金・免許停止の対象になります。



一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会

JA共済 こがみ共済 (金沢県) 金共済 トライフ共済 (新潟県)

一般社団法人 日本損害保険代理店協会 NASVA 国土交通省

(裏)

自賠責への加入は、自動車、バイク、モベット、電動キックボード等を運行する人の義務です。

自賠責って？

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険(共済)制度です。自動車やバイク、モベット(ペダル付き原動機付自転車)、電動キックボードは1台ごとに加入義務があります。

主な車種・期間ごとの保険料・共済組合はポータルサイトに掲載されています。



自賠責に入らないと罰金や処罰の対象に！

1 多額の賠償金を自分で払うことになります。

支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に金銭請求されます。

(死亡事故における自賠責保険平均支払額は、2,500万円)

2 免許停止等の処罰の対象になります。

1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数が加算され、即座に免許停止処分になります。

！ ステッカーの貼り忘れにもご注意ください。

自賠責ステッカー 車検ステッカー

ステッカーを貼らずに運転した場合 30万円以下の罰金 50万円以下の罰金

有効期限切れステッカーを表示した場合 20万円以下の罰金 30万円以下の罰金

根拠となる法令 自動車損害賠償保障法 道路交通法

自賠責の加入・更新は簡単です！

自動車やバイクの販売店・保険(共済)代理店をはじめ、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合で簡単な手続きで加入できます！ 250cc以下のバイク(原付等含む)なら、一部のコンビニ・郵便局・インターネット等でも加入・更新できます！

加入方法や、自賠責取り扱いの保険会社・共済は一覧はこちらをチェック

無保険(共済)車・無車検車を見かけたら…

Q | 無保険者通報窓口

詳しい情報はこちらへ！

ステッカーで有効期限をチェック！

！ 更新を忘れないように、確認をお願いします。

250cc以下のバイク/原付/モベット/電動キックボード等の場合

自賠責のステッカーで有効期限をチェック！

※ステッカーの色は全色あり、年ごとに異なります。

自動車/250cc以下のバイクの場合

車検のステッカーで有効期限をチェック！

自賠責の支払い限度額は？

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

●損害の範囲・支払限度額表

損害の範囲 支払限度額(被害者1名あたり)

傷害による損害 治療費、文書料、休業損害、慰労料 最高120万円

後遺障害による損害 逸失利益、慰労料等 ●医師長、精神・行動障害等に関する賠償金として必要最小限の賠償金 ●一時金(一時金)のとき、最高4,000万円 ●一時金(一時金)のとき、最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円

死亡による損害 葬費、逸失利益、慰労料 最高3,000万円

死亡によるまでの損害 治療費、文書料、休業損害、慰労料 最高120万円

交通事故の被害者数は？(令和7年 出典:警察庁交通局)

交通事故件数 287,236件

死傷者数 340,841人

！ 交通事故は、他人事ではありません！

事故被害者支援について

被害者支援については、ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)が主体となり、交通事故により重傷後遺障害者となった方、及びそのご家族、ご遺族のお子様に対して、さまざまな支援を行っています。

マスコットキャラクター ナスバちゃん

●交通事故が原因で、介護が必要になった方への介護料の支給

●交通事故により死亡または重傷の後遺障害者となった方のお子様を対象に、育成資金の無利子貸付

●療養施設の設置・運営による重傷後遺障害者への支援

ナスバの取組みについて

ナスバは、「自動車事故ゼロの社会」をめざして、さまざまな事業を行っています。本間望さんと一緒に、ナスバについてもっと知りませんか？

詳しい情報はこちらへ！

一般会計からの全額繰戻しについて

令和7年度補正予算において、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れていた約5,741億円の全額繰戻しが実現しました。自動車事故が後を絶たない中、事故被害者の方への支援等を安定的・継続的に行うことは極めて重要であり、国土交通省では被害者の方への更なる支援を図ります。

全額繰戻しの詳細はこちらへ！